

(意見募集用 用紙)

「北海道食の安全・安心条例」、次期の「北海道食の安全・安心基本計画」  
及び「食育推進計画」に対する意見

住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
電 話 番 号	011-221-4217
氏名(団体名)	一般社団法人 北海道消費者協会
職 業	消費者団体
<p>(1) 次期「北海道食の安全・安心基本計画」策定への意見</p> <p>① 現行の「北海道食の安全・安心基本計画」に基づいた各種施策が、現時点では設定された目標に比べ、十分に実効があがっていないので、以下の点を検証しながら策定すべきである。</p> <p>具体的には、今年8月に公表された、「食の安全・安心に関して講じた施策の実施状況等(平成21年度～24年度)」の「指標の達成状況」では、55指標中、目標比(%)を下回っている指標は36指標と65%を占めている。</p> <p>また、指標の達成状況を踏まえた今後の課題分析についても、実施率向上に繋がる具体性に欠けていると思われるので、十分な課題分析が必要である。</p> <p>② 「北海道食の安全・安心基本計画」は、道にとどまらず、国・市町村等の関係行政機関や関係業界、道民の幅広い理解と協力がなければ実効性が伴わないものと思われる。策定に当たっては、実施状況や課題などを積極的に周知し、各界各層の幅広い意見の積極的な収集作業を行うべきである。</p> <p>③ TPP等により、遺伝子組み換え食品の表示、食品添加物や残留農薬の安全基準等の緩和、BSE検査体制の緩和等が懸念されているので、次期基本計画の中に新たな項目を設け、国等と連携し規制緩和の動きを抑制する施策を盛り込むべきである。</p> <p>④ 原子力発電所事故に関連した、食の安全・安心の確保については、緊急性が高く、社会的影響も大きいので、危機管理体制の一層の強化策を盛り込むべきである。</p> <p>⑤ 北海道食品機能性表示制度については、表示内容が分かりにくいことから、消費者が不利益を被ることのないよう、「食の安全・安心」の観点から、制度の厳格な運用等の施策を盛り込むべきである。</p> <p>(2) 次期「食育推進計画」策定への意見</p> <p>① 食育に関しては、関心を持つ道民の割合が増加する等一定の成果をあげているが、次期計画策定にあたっては、高齢化の進展や生活習慣病の増加等を踏まえ、「高齢者や男性に対する食育推進」「生活習慣病の根絶」等重点項目を決め、具体策を示した計画にすべきである。</p> <p>提出先・問合わせ先 北海道農政部食の安全推進局食品政策課 食品企画グループ・連携推進グループ 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 (内線27-654・27-694) 直通電話 011-204-5430 FAX 011-232-7334 E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.jp</p>	